

6/5 3・種

衆議院の憲法審査会が審議のものに開催されています。自由党、公明党、日本維新の会、国民民主党和わが党、緊急事態条項を憲法に設けたことを主張し、緊急時の国会議員任期の延長が議論されています。時の政権が「緊急事態」を口実として國会的議員任期を延長し、國民から選挙で信任を得てない議員が長期にわたって議席のことは、國民主権と議会制民主主義を根底から揺るがすものと到底認められません。

災害などの緊急時で、内閣が政令で國民の自由や権利を制限する権限ができることがあります。その中で改憲推進勢力が求めていたのが、衆院議員の任期延長です。これが大きな問題となります。この中に改憲の目的として参院の緊急集会で対応し、その後に付された全ての権能を行使し、大地震などで総選挙の実施が困難となる事態を次々に想定し、国会の機能が失われるとして、議員から選挙で信任を得てない議員が長期にわたって議席のことは、國民主権と議会制民主主義を根底から揺るがすものと到底認められません。

国民の選挙権奪う危険

主張と改憲

民主主義破壊する企て許すな

意図を反映してい
ました。

衆院議員の4年の任期を延長する仕組みについてを提起しています。

この問題を看えての上での大事なのは、憲法全文で國民に主権が存在する」とを重ね、「國民は正當に選挙された國会とおおむねの代表者を通じて行動」すなど明記しているJAPANです。これは憲法の基本原則であり、國民の選挙権を保護する立場が全く欠落しています。

議員任期延長は、権力乱用と政策の恣意的延命につながります。これが憲法の精神を犯すのであります。このJAPANは「武力攻撃」「占領・トロ」「大

スク」の重大さを指摘しました。

5月26日の改憲派議連の大會で

自・公・維新、國民の意見代表が続集し、岸田文雄首相は改憲への賛成を表明しました。しかし、國民の多くは改憲を政治の

ない政権が存続するJAPANで、緊急事態の僵死化を招くことになりかねません。

田中戦争下の1941年、衆院議院では、國民の選挙権を保障する立場が全く欠落しています。議員の任期が一年間延長されましたが、短期間でも國民を選挙で没頭させるJAPANは「參國一致体制」の運営の大軍拵いに及ぶたたかいを大きく広げました。